

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 民生委員指導訓練費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 福祉人材係 電話番号：058-272-1111 (内線 2521)

E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,362 千円 (前年度予算額：3,362 千円)

<財源内訳> (単位：千円)

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,362	1,681	0	0	0	0	0	0	1,681
要求額	3,362	1,681	0	0	0	0	0	0	1,681
決定額	3,362	1,681	0	0	0	0	0	0	1,681

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・ 民生委員・児童委員として円滑かつ効果的な相談・援助活動ができるよう、必要な知識及び技術の習得等、委員の経験年数や役割に応じた資質向上のための研修を実施するための経費。
- ・ 民生委員児童委員必携の購入にかかる経費。

(2) 事業内容

- ・ 民生委員・児童委員全員に対して研修を実施。対象人員 3,655 人。

<研修の種別> ○ 単位民児協会長研修

○ 単位民児協幹部研修

○ 新任民生委員・児童委員研修

○ 中堅民生委員・児童委員研修

○ 主任児童委員研修

- ・ 民生委員児童委員必携を購入。

<配布先> 民生委員児童委員

3,655 冊

市町村

41 冊

県事務所福祉課	8冊	
県関係課・予備	18冊	計 3,722冊
計 3,722冊 - (無料配布分 570冊) = 3,152冊		購入冊数計 3,152冊

【民生委員法】

第18条 都道府県知事は民生委員の指導訓練を実施しなければならない。

【児童福祉法】

第18条の2 都道府県知事は児童委員の研修を実施しなければならない。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・生活困窮者就労準備支援等補助金の対象事業（国 1/2、県 1/2）
- ・県及び岐阜市で岐阜県民生委員児童委員協議会に研修の委託を行っているため、それぞれの所管人数に応じて委託料を支出。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額（千円）	事業内容の詳細
需用費	713	民生委員・児童委員必携購入（3,152冊×@226）
委託料	2,649	研修の実施を岐阜県民生委員・児童委員協議会に委託
合計	3,362	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・岐阜県長期構想
- ・第四期岐阜県地域福祉支援計画

(2) 事業主体及びその妥当性

民生委員法第26条において、民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担することと定められているため、事業主体が県となるのは妥当。また、研修を委託するにあたっては、県内の全民生委員・児童委員で構成される唯一の県域団体である岐阜県民生委員児童委員協議会が最適と判断している。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
委員の経験年数や役割に応じた資質向上のための研修を実施し、民生委員・児童委員として円滑かつ効果的な相談・援助活動ができるように支援します。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
新任研修参加者数	(H)	1,616 (H29)	1,574 (H30)	1,559 (R1)	1,600 (R3)	97.4%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 - (1) 各種研修会
 - ・単位民児協会会長研修
(令和2年10～11月 5会場：岐阜市 計265人)
 - (2) 全国社会福祉協議会発行の民生委員・児童委員必携を購入

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
令和2年度の研修は、コロナ禍のため会長研修のみを実施し、民生委員・児童委員の果たすべき役割の再認識や、活動の一層の充実強化を図った。また、会長研修の内容を、各地区の単位民児協に持ち帰っていただき、単位民児協ごとに研修を開催していただく。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	県が民生委員に対する研修を実施することは法律で定められており、多様化する住民の福祉ニーズを的確に把握し、適切な相談・援助活動を行うためには、委員の経験年数や役割に応じた研修が必要。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	民生委員が相談支援に応じる内容は、高齢者、障がい者、児童、生活保護世帯等、さまざまな分野に渡っている。それらの内容に対して適切に対応し、必要な福祉サービスに繋ぐためには、民生委員としての知識・技能の習得が欠かせない。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	研修会については、毎回受講者アンケートを実施し、そのアンケート結果を分析したうえで、現場の課題やニーズに応じた研修プログラムを構成している。回数についても適切な実施であり、研修内容についても厳選されている。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 民生委員が見守り活動のなかで直面する相談内容は非常に多岐にわたり、社会福祉制度も日々改正されている。今後、ますます福祉課題が多様化することを考えると、民生委員が相談者に対し、的確な支援が行えるよう研修の在り方を随時検討していく必要がある。

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 民生委員が地域における見守り活動等を行っていくためには、知識・技能の習得を図る研修は欠かせないことから、時代に合ったニーズを取り入れながら、本事業を継続していく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	